

条 例 見 直 し 調 書

作成年度

平成 20 年度

条 例 名	神奈川県地震災害警戒本部条例		
条 例 番 号	昭和 54 年神奈川県条例第 34 号	法 規 集	第 5 編第 5 章
所 管 部 局 室 課	安全防災局災害消防課		
条 例 の 概 要	大規模地震対策特別措置法第 17 条第 9 項の規定に基づき、神奈川県地震災害警戒本部に関し、同法に定めるもののほか、必要な事項を定めている。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な 条例か。 ）	大規模地震対策特別措置法第 16 条により都道府県に設置することとされている神奈川県地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）について、同法第 17 条第 9 項の規定に基づき、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものであり、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	警戒本部は、地震防災応急対策上、重要な指示又は総合調整を行う指令統制機関であり、国、市町村及び防災関係機関と相互協力して地震防災応急対策を実施するものであり、防災行政の推進を図る上で有効な条例である。	
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	警戒本部の組織や運営に関する事項や現地対策本部に関して必要な事項について定めており、効率的な運営のための規定になっている。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	「安全・安心」を主要施策に掲げる「神奈川県力構想」に適合するものである。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	大規模地震対策特別措置法の規定に基づく内容となっており、憲法、法令に抵触しないものである。	
	その他		
見 直 し 結 果	改正・廃止の必要はない。	理 由	特 記 事 項
	改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 (無)